

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地									
大原情報医療保育専門 学校 和歌山校		平成25年4月22日	米丘 健		〒640-8341 和歌山県和歌山市黒田88-1 (電話) 073-475-8010									
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地									
学校法人 大原学園		昭和54年4月1日	中川 和久		〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266									
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士								
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	保育学科			平成26年文部科学省 認定	-								
学科の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報技術、医療事務、保育並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。													
認定年月日	平成29年2月24日													
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	時間						
	2 年								昼間	1,700	760	1,180	360	0
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数								
80人		15人	0人	2人	10人	12人								
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP(Grade-Point)を与える。									
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:校長が別に定める ■冬季:校長が別に定める ■春季:校長が別に定める ■学年末:3月31日			卒業・進級 条件	卒業の認定は、修業年限以上在学し、必要な授業時間数以上履修し、かつ定められた授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。 進級の認定は、各学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、進級判定委員会にて審査を行う。									
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング、指導を行い、問題を1つずつ解決しながら、学習できる環境作りを行っている			課外活動	■課外活動の種類 全日本電卓競技大会 各種クラブ活動の大会参加 ■サークル活動: 無									
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和2年度卒業生) 社会福祉法人太陽福祉会、社会福祉法人有功保育園まろみ保育所、日高川町立かわべ保育所、社会福祉法人のざき保育園、社会福祉法人紀伊保育園、社会福祉法人幸竹会津保育所等			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報)									
	■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 個別面接トレーニングなど				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士資格</td> <td>①</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	保育士資格	①
資格・検定名	種	受験者数	合格者数											
保育士資格	①	0人	0人											
中途退学 の現状	■卒業者数 6 人 ■就職希望者数 0 人 ■就職者数 0 人 ■就職率 0 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 0 %			■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等	※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)									
	■その他 ・進学者数: 6人 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報)													
中途退学 の現状	■中途退学者 0名 令和2年4月1日時点において、在学者13名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者13名(令和3年3月31日卒業者を含む)			■中退率 0%										
	■中途退学の原因 退学者なし			■中退防止・中退者支援のための取組 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如及び検定試験への受験意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためへのカリキュラム(検定試験含む)の必要性を説明するガイダンスなどを定期的実施する。 (3)その他 学校行事などの運営(運動会・球技大会・研修旅行など)										
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 (1)試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 (2)資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象													
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無													
当該学科の ホームページ URL	https://www.o-hara.ac.jp/osaka/senmon/school/wakayama/iryo/													

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣保育士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である児童福祉施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②保育福祉分野における学修の中心となる保育原理、障害児保育、保育表現、音楽技術の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

- (ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
- (イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
- (ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
- (エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長・副校長・教務次長・教務課長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目・内容・手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
土井 淳宏	和歌山県民間保育園連盟	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	①
内海 三千代	和歌山市立西脇幼稚園	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	③
米丘 健	大原情報医療保育専門学校和歌山校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
仁科 幸久	大原情報医療保育専門学校和歌山校 副校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
太田 史巳充	大原情報医療保育専門学校和歌山校 次長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
山田 剛隆	大原情報医療保育専門学校和歌山校 課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
高橋 輝行	大原情報医療保育専門学校和歌山校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
松田 拓也	大原情報医療保育専門学校和歌山校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 令和2年度(8月、11月)、令和3年度(8月、11月)

第1回:「前年度の教育成果の振り返りと今後の取り組み」

第2回:「今年度の取り組みに関する報告・課題整理、次年度以降の教育内容に関する見直し」

(開催日時(実績))

第1回 令和2年8月5日 16:20～17:20

第2回 令和2年11月18日 16:20～17:20

第1回 令和3年8月5日 16:20～17:20

(開催日時(計画))

第2回 令和3年11月17日 16:20～17:20

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

(1)教育課程変更計画

- ①保育実習等外部実習を行えない場合の学内実習の充実
各学年の外部実習項目を学内実習に置き換えたカリキュラムの構築

(2)課題

①短期計画

保育者になった際に必要な保育技術・人間力の向上にどのようなことを行うか。
実践的な教育を行うための保育実習等、授業以外での保育施設・児童福祉施設との連携について
保育者として即戦力になるための3年間のカリキュラム構築

(3)委員からのご助言

保育者の資質として「気づき」を持つことが大切。子ども、同僚、幼稚園・保育園などの施設や環境にもいろいろと気づくことができる学生を育てる必要がある。また、保育現場にプライベートを持ち込まず、常に子どもの前では笑顔で接することが必要。保育者としていろいろな変化(季節、動物、自然など)に気づき、知識を蓄えることが重要である。また、普段の生活から感動体験や嬉しい出来事、悲しい出来事などを人に伝え合う経験することで、子どもに様々な感性を身に付けさせることができる。「挨拶」が子どもの変化の気づきにも繋がるため、在学中に自分からできるようになる必要があり、挨拶の大切さを再度確認する必要がある。素直さや柔軟さも保育士の資質にとって必要な能力であり、教師や実習先の先生からの指導を素直に受け止め、常に「子どもの命を預かっている、子どものため」と考えながら聞く姿勢を身に付けることが大切である。3年間の有意義な過ごし方として、色々な園に見学やボランティアに行き、現場を知ることが重要である。また、自分の家の周りの公園や危険なところを探するなど、絶えず保育者として情報を取り入れられるような授業内容の構築を検討する。3年間のカリキュラムの構築として、自信になるものを見つけると保育者になった際に即戦力として活躍が期待できる。また、外部施設(公園など)を利用、草花を育てるなど座学だけでなく実践を通して学ぶことが多い仕事のため、在学中に多くの仲間と多くの実践を通し、知識を増やしていくと良い。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①保育士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、児童福祉施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ②児童福祉施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③児童福祉施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを児童福祉施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

児童福祉施設等に保育実習受け入れ依頼を行い、保育実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による施設訪問
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
保育・幼稚園実習Ⅱ	児童福祉施設等の様子を実践現場での体験を通して理解することを目的とする。観察や子どもとのかかわりを通して、職業倫理や子どもへの理解を深める。また、子どもの心身の状況に応じた対応、生活環境への理解を深め、専門職としての保育士の役割を学ぶ。 さらに、実習施設の概要と機能、役割の体験を通して理解し、更に社会における福祉施設の機能、役割を理解する。児童福祉施設等の中での保育士の役割は多様で広範にわたることを理解すると共に、施設で働く他職種との協力と連携が大切であることを理解する。	社会福祉法人和歌山つくし会和歌山乳児院、和歌山県立和歌山すみれホーム、社会福祉法人ひまわり福祉会児童発達支援センターおひさま園、有田市通所支援事業所さくらんぼ、海南市立日方保育所、岩出市立山崎保育所、和歌山市立鳴神保育所、和歌山市立中之島保育所、和歌山市立砂山保育所、湯浅町立向島保育所、有田市立糸我保育所、和歌山市立宮前幼稚園、たちばな幼稚園、海南市立黒江幼稚園、学校法人ぶっとく幼稚園、学校法人法輪学園湯浅幼稚園等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために以下のとおり教員研修の環境を整える。
 「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において、学園が企画する研修は以下のとおり。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「主体的・対話的で深い学び」をつくりだす(連携企業等:和歌山大学)
 期間:令和2年8月18日(火) 対象:保育学科教員
 内容:「主体的・対話的で深い学び」が物授業改善の可能性と課題について

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教育現場での集団づくりについて」(連携企業等:和歌山県教育カウンセラー協会)
 期間:令和3年3月14日(日) 対象:和歌山校教員
 内容:教育現場での集団づくりについての知識向上

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「児童虐待への対応を考える」(連携企業等:和歌山大学)
 期間:令和3年11月頃 対象:保育学科教員
 内容:現代社会の重大な課題である児童虐待について、その本質を確認し、虐待を受けた子どもの特徴と支援の原則についての解説

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教育現場でのカウンセリングについて」(連携企業等:和歌山県教育カウンセラー協会)
 期間:令和4年3月頃 対象:和歌山校教員
 内容:教育現場でのカウンセリングについての知識向上

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行い、有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	-
<p>※(10)及び(11)については任意記載。</p> <p>(3)学校関係者評価結果の活用状況 学生の社会適応能力についての意見を頂戴し、単なる資格取得のみならず、実務を意識した教育を行い、座学と実学の両方を修得するための指導を取り入れる。また、全員参加の学校行事、クラブ活動やボランティア活動などの社会貢献活動を通じてコミュニケーション力の向上に向け改善を行っている。</p>	

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
湯川 真司	青山商事株式会社	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
梅原 哲朗	株式会社サップス	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
藤田 武	ホテルアバローム紀の国	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
松下 倫也	ホテルアバローム紀の国	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
小坂 千寿	株式会社 アスクビューティー	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
楠本 涼太	税理士法人くらしあす	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
杉本 篤史	杉本公認会計士事務所	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
辻 昭憲	A&T司法書士事務所	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
橋本 憲司	株式会社 菓乃輪	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
神前 元紀	ASMILE株式会社	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
川嶋 裕一	株式会社ディープラス	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
大浦 順司	海南医療センター	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
内海 三千代	和歌山市立西脇幼稚園	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
阪本 成生	株式会社 仁インターナショナル	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

<https://www.o-hara.ac.jp/about/hvoka/>

公表時期: 令和3年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③ 情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	① 学校の概要 ② 目標・方針・特色 ③ 所在地、連絡先 ④ 学校の沿革
(2) 各学科等の教育	① カリキュラム、時間割、目指す資格 ② 検定、資格取得・検定試験合格実績 ③ 卒業生の進路
(3) 教職員	各学科の担当教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	① 学校行事 ② クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	① 学生納付金 ② 奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生の募集
(11) その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

<https://www.o-hara.ac.jp/about/hvoka/>

授業科目等の概要

(商業実務専門課程 保育学科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		健康科学	生活習慣と環境との相互作用が、健康状態に与える影響を学ぶ。また、スポーツを文化的視点、生物学的視点、運動学的視点等の様々な視点で捉えることにより、自己の健康・体力づくり及び豊かなライフスタイルについての見識を身につける	1後	15	1	○			○		○		
2	○		スポーツ(実技)	バレーボール、バドミントン、バスケットボール、ダンス等のスポーツ実技を通じ、各種スポーツ能力の向上、更には自己の健康・体力を適切に管理できる能力を養う。また、縄跳び、マット運動等の幼児期に必要な運動能力などについても学ぶ	1後	30	1			○	○		○		
3	○		保育・幼稚園実習Ⅰ	保育所・幼稚園の生活に参画し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所・幼稚園の機能と保育士・幼稚園教諭の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて保育内容や環境への理解、保育計画と記録の重要性への理解を深める機会とする(事前指導・実習)	2前	80	2			○	○		○		
4		○	一般教養	国語を中心として、手紙・ビジネス文書の書き方、漢字の練習、話し方、敬語の使い方等を学習し、読解力・作文能力を養い、社会人として、また保育士として正しい日本語の使い方を習得する	1前	30	2	○			○			○	
5		○	情報リテラシーと処理技術	パソコン(Word・Excel)の基本知識及び基本的操作技術を習得し、業務における様々な目的に応じて、柔軟かつ効率良く対処できる能力を習得する	1通	30	2		○		○			○	
6		○	憲法	日本国憲法の意義、特質を理解し、基本原理について学ぶ。なかでも基本的人権と統治機構について理解を深め、日本国憲法の全体像について学ぶ	1後	30	2	○			○			○	
7		○	ビジネス教養	公務員試験または民間企業における入社試験などに対応できる一般知能科目を中心とした基礎学力の習得を図る。また、適性検査や面接などの対策なども行う	2前	30	2	○			○			○	

16	○		音楽とリズム	楽譜の読み方、音程、音階、和音、リズムなどの学びを活用し、音楽による基礎的な表現力を身につける。また、童謡や手遊びを題材に入れ、歌唱教育の技術を習得すると同時に身近な自然やものの音や音色について学ぶ	1前	30	1		○		○		○					
17	○		教育原理	教育の目的・内容・方法及び子ども家庭福祉との関連性について理解するとともに、教育に関する基礎的概念、教育活動における実践原理を体系的に学ぶ。また、生涯学習時代のあり方についても触れる	1後	30	2	○			○		○					
18	○		社会福祉	社会福祉の理念の理解をもとに、わが国の社会福祉の体系、相談援助や利用者の保護にかかわる仕組みについて理解する。また、社会福祉における子ども家庭支援の視点について理解を深める	1後	30	2	○			○		○					
19	○		社会的養護 I	現代社会における社会的養護の理念と概念や歴史的変遷について理解し、子どもの人権擁護をふまえた社会的養護の基本について学習する。また、社会的養護の対象や形態、関係する専門職等について理解する	1後	30	2	○			○		○					
20	○		保育者論	保育士として欠くことのできない資質能力や保育士の制度的な位置付けを理解する。また、保育者の役割や倫理、専門性を考察するとともに専門職間及び専門機関との連携、保護者や地域社会との連携・協働についても理解を深める	1後	30	2	○			○		○					
21	○		言語表現	言語表現に関する基礎を理解し、発達段階に応じた教材の選び方を学ぶ。また、演習を通し絵本・紙芝居の読み聞かせ、素話の技術などを身につける	1後	30	1	○			○		○					
22	○		子どもの理解と援助	子どもを理解するための具体的方法や保育士としての援助や態度の基本について理解する。保育実践において、実態に応じた子ども一人一人の心身の発達や学びを把握することの意義について学ぶ	1前	30	1		○		○		○					
23	○		教育方法論 I	乳幼児期の育ちや生活の特徴を知り、発達段階に応じた子どもへの関わり方についての理解を深めるとともに、乳幼児期の教育の方法に関する基本原理を学ぶ。また、子どもにとっての遊びの重要性を理解したうえで、遊びを中心とした教育実践を学ぶ	1前	30	2	○			○		○					
24	○		保育実習 I ①	保育所の生活に参画し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所の機能と保育士の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて保育内容や環境への理解、保育計画と記録の重要性への理解を深める機会とする	2後	80	2			○		○		○				

25	○		保育実習指導 I ①	保育実習を円滑に進めるための知識・技術・態度について学ぶ。実習の意義・目的、実習内容並びに実習日誌の書き方、乳幼児保育の理解、実習生としての基本的な心構えや姿勢を習得する。また、事後指導として、実習体験に基づきグループ討議等を行い、施設に対する認識を深めると同時に、実習態度を振り返り、改善すべき点を見出す	2前	30	1	○	○	○								
26	○		保育原理	保育者となるための基本的な考えを総合的に学習する。保育の意義及び目的を理解するとともに、保育に関する法令及び制度、保育所保育指針における保育の基本について理解を深め、保育の現状と課題を理解する	2前	30	2	○	○	○								
27	○		子ども家庭福祉	現代社会において子どもがおかれている現状を把握するとともに、現在の子ども家庭福祉の制度及びその役割を体系的に理解する。また、子どもの人権、子どもをとりまく環境、子ども家庭福祉に係る援助活動について理解する	2前	30	2	○	○	○								
28	○		保育の心理学	保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解し、子どもへの理解を深める。養護及び教育の一体性、発達に即した援助を学び、乳幼児期の子どもの学びの過程、特性を踏まえた人との相互的関わりや体験、環境の意義を学ぶ	2後	30	2	○	○	○								
29	○		子ども家庭支援の心理学	生涯発達に関する心理学の基本的な知識を習得し初期経験の重要性や発達課題等について理解する。また、家族・家庭の意義と機能、子育て家庭を取り巻く社会状況、子どもの精神保健とその課題について理解する	2後	30	2	○	○	○								
30	○		子どもの保健	子どもの身体的な発育・発達と健康について理解する。また、子どもの健康管理のために、医学的な基礎知識を理解するとともに、疾病への適切な対応やその予防対策、他職種間の連携・協働について理解を深める	2通	30	2	○	○	○								
31	○		保育実習指導 I ②	保育実習指導 I ①を踏まえ、児童福祉施設実習に対する基本的な事項の確認と新たな実習課題の決定、課題達成に必要な準備を行なう。また、事後指導としては、実習体験に基づきグループ討議等を行い、施設に対する認識を深めると同時に、実習態度を振り返り、改善すべき点を見出す	2前	30	1	○	○	○								
32	○		障害児保育	障害児保育の理念や歴史的変遷について学び、障害児及び特別な配慮を要する子どもの保育や家庭の支援について理解する。その上で、具体的援助の方法、環境構成、保育計画について理解を深める。また、各関係機関との連携及び保健・医療・福祉・教育等の現状と課題についても理解を深める	2通	30	2	○	○	○								
33	○		社会的養護 II	子どもの理解を踏まえた社会的養護の基本的な内容について具体的に理解し、かつ、施設養護及び家庭養護の実際についても理解を深める。また、社会的養護における計画、記録、自己評価を理解し、相談援助の方法・技術や子ども虐待防止について学ぶ	2前	30	1	○	○	○								

34	○		子育て支援	保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援について、その特性と展開を具体的に理解する。保育士の行う子育て支援とその実際を実践事例等を通して具体的に理解する	2後	30	1		○	○	○						
35	○		身体表現	子どもの発達と運動機能に関する知識を学び、演習を通して、運動遊びの実践や、見立て遊びやごっこ遊び、劇遊びなど遊びの教育的意味について理解を深める	2後	30	1		○	○	○						
36	○		子ども家庭支援論	子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解し、子ども家庭支援の現状や課題について学ぶ。子育て家庭のニーズを理解し、保育士として専門性を生かした多様な支援の展開や関係機関との連携について学ぶ	2後	30	2		○	○	○						
37	○		子どもの食と栄養	養護及び教育の一体性を踏まえた子どもの食生活、栄養に関する基本的知識を体系的に理解するとともに、特に保育の実際との関連において実践的な知識・理解を深める。また、特別な配慮を要する子どもの食と栄養についても理解する	2前	30	2		○	○	○						
38	○		保育実践演習	保育に関する教科目及び保育実習等の経験を踏まえ、自らの学びを振り返る。グループ討議や研究発表形式により様々な視点から今後の保育の課題等について学習すると同時に、自己の課題を明確にし、目指す保育士像や今後に向けた自己の取り組みについて考える	2通	60	2		○	○	○						
39		○	英語コミュニケーションⅠ①	基本的な英語力として、基礎的な単語力、文法力を習得し、reading及びwritingの力及び日常生活における基本的な会話力を身に付ける。また、会話に頻繁に使用される基本動詞の活用法を習得することにより、基本的な英語表現を習得する	1後	30	2		○	○	○						
40		○	レクリエーション概論	レクリエーションの意義と歴史・使命・仕組み等、制度について理解を深める。また、現代社会の中で、個人のライフスタイルや家族、地域社会の置かれている状況、少子高齢社会の課題を確認し、レクリエーション支援が必要とされる（活用ができる）具体的な場面について理解を深める	1前	30	2		○	○	○						
41		○	こどもと音楽	音楽理論の基礎を学習する。楽譜の読み方、音程、音階、和音、こどもにとっての音楽の必要性などを学び、音楽の基礎的な力を身に付ける	1前	15	1		○	○	○						
42		○	英語コミュニケーションⅠ②	基本的な英語力として、基礎的な単語力、文法力を習得し、reading及びwritingの力及び日常生活における基本的な会話力を身に付ける。また、会話に頻繁に使用される基本動詞の活用法を習得することにより、基本的な英語表現を習得する	2後	30	2		○	○	○						
43		○	保育原理Ⅱ	保育原理で学んだ保育に関する基礎的事項や概念を踏まえつつ、保育内容の構造や様々な保育形態について具体的に学ぶ。また、海外の保育実践の内容についても学びながら、我が国の保育を模索していく上で必要な視点について学習する	2前	30	2		○	○	○						

44	○	子ども家庭福祉Ⅱ	児童福祉に関する歴史的変遷と今日的課題について諸制度を踏まえながら、更に深く理解する。また、子どもの文化の変化について、遊びの変化、道具の変化を通じて個の発達及び子どもの集団の発達について思考し、児童文化の観点から捉えていく	2後	30	2	○			○		○	
45	○	保育実技Ⅰ	乳幼児期にふさわしい保育方法・技術の基本を学ぶとともに、その過程の中で幼児理解を深めながら保育者としての姿勢や態度を身に付け、乳幼児に関わる保育者としての自覚が持てるようにする。又、保育現場で実践する際の準備や配慮を知り、保育実習にも役立つ学習をする	1前	30	2	○			○		○	
46	○	レクリエーション指導法	レクリエーションについて理解を深め、計画・実施・評価の方法、安全管理について学習し、演習を通して、そのあり方や、主体的に活動を起こす具体的な展開方法などを身につける。また、レクリエーション財（音楽、遊び、環境、様々な道具等）への理解を深め、レクリエーションの指導方法を習得する	1通	60	2	○			○		○	
47	○	鍵盤奏法の基礎	音楽を通し、表現による情操を養うことを目的として、ピアノや電子楽器などを用い、鍵盤奏法の技術を習得する。また、保育現場で必要な鍵盤楽器の基礎的な知識及び技術などを学ぶとともに、入学以前の音楽経験に応じた個々の技術レベルに沿った学習を行なう	1通	60	2	○			○		○	
48	○	保育方法論	保育所保育指針に示される「保育の方法」の基本理念を踏まえつつ、保育所における具体的な実践例の中から学びを深める。理論と実践との接点や「乳幼児の発達」「環境による保育」という観点から、演習を通して保育方法論を基に保育士に必要な知識・技能・態度を習得する	2通	60	2	○			○		○	
49	○	造形表現2	物を作る活動・表現行為の中から、創作（表現）の喜びを味わう。また、保育者としての援助のあり方・教材研究などの基礎を学ぶための演習として、折り紙・製作・絵画などの手法を用いて、それらのものを体感することを目標とする	2通	60	2	○			○		○	
50	○	鍵盤奏法の応用	鍵盤奏法の基礎で学んだ技術を生かし、即興演奏法を身につけ、コードによる伴奏や楽曲の創作等ができるように、技術力の向上を目指す。また、弾き歌いを通し、保育者の基本技能を身につける	2通	60	2	○			○		○	
51	○	乳幼児心理学	乳幼児がこの世界をどのように理解しようとしているのか、又その理解の仕方の変化や発達について学習する。又、子どもと大人の視点の違いを理解し、保育者としての適切な子どもへの関わり方を学習する	2後	30	2	○			○		○	
52	○	保育・幼稚園実習Ⅱ	保育所・幼稚園の生活に参画し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所・幼稚園の機能と保育士・幼稚園教諭の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて保育内容や環境への理解、保育計画と記録の重要性への理解を深める機会とする（実習・事後指導）	2後	80	2			○		○		○ ○

62		○	卒業研究	2年間の集大成として、各人がそれぞれにテーマを掲げ、自己の研究課題に取り組み、研究発表により成果を残す	2後	30	1		○	○	○							
63		○	保育ボランティア実習Ⅲ	多くの保育現場を体験することにより、保育の多様性を理解し、自らの保育観を構築する。又、今までのボランティアや保育実習の経験を基に、現場での業務範囲を広げ、保育の現状を理解し、多面的に保育現場を考察する	2前	30	1	○	○	○	○	○						
64		○	保育ボランティア実習Ⅳ	ボランティア実習Ⅰ～Ⅲの経験を基に、継続的に乳幼児と関わりながら自ら課題を設定し、その課題に合わせた観察や考察を行い、保育士としての観察力や考察力を高める。又、保育現場で自ら進んで行動できるように、さらに行動力を身に付ける	2後	30	1	○	○	○	○	○						
65		○	保育実技Ⅲ	保育者として必要な心構えや専門性を高める。保育現場の保育活動が豊かに展開できるようにするための技術を学習し、具体的な実践力を発揮できるようにするとともに、各教科で培った知識を総合的に活用し、保育現場をイメージしながら指導技術を習得する	2前	30	2		○	○	○							
66		○	保育実技Ⅳ	卒業後の就職を意識して保育の仕事内容についての理解を深め、今後の保育現場で役立てることのできる質の高い技術を積極的に探究し、習得するとともに、保育現場で必要な業務のノウハウを知り習得する	2後	30	2		○	○	○							
67		○	保育実習Ⅰ②	児童福祉施設等の生活に参画し、観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深める。子どもの心身の状況に応じた対応、生活環境への理解を深め、専門職としての保育士の役割と倫理を学ぶ。また、実習を通して支援計画、記録の重要性を理解する	2前	80	2			○	○	○						
合計					67科目	2360単位時間(109単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>(試験等)</p> <p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出により評価する。なお、本校において必要と認められた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格になった者に対して実施する。</p> <p>2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p> <p>2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P (Grade-Point) を与える。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。</p> <p>(他の大学、専修学校等における授業科目の履修等)</p> <p>1. 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学、専修学校における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2. 本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>1. 卒業の認定は、修業年限以上在学し、1700時間以上を履修し、かつ定められた授業科目及び単位数(62単位)を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。</p>	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。